

第 2 章 契約・財産

つがる西北五広域ふるさと市町村圏基金条例

平成 11 年 7 月 15 日

条 例 第 18 号

改 正 平成 14 年 12 月 27 日

条 例 第 3 号

改 正 平成 18 年 3 月 24 日

条 例 第 3 号

（設置）

第 1 条 つがる西北五広域連合規約（平成 11 年つがる西北五広域連合規約第 1 号。以下「規約」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、同項の振興整備を図る事業の財源に充てるため、つがる西北五広域ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第 2 条 基金の額は、5 億円とする。

2 広域連合長は、必要があるときは、歳入歳出予算の定めるところにより、運用益金の一部又は全部を基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、当該積立相当額が増加するものとする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（平成 14 条例 3・一部改正）

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる益金は、歳入歳出予算に計上して、規約第 4 条第 2 号に規定する事業を実施するための財源に充て、又はこの基金に繰り入れるものとする。

（処分の制限）

第 5 条 基金に積み立てた青森県からの補助金に相当する額は、処分することができない。

（平成 18 条例 3・一部改正）

（基金財産に対する関係市町の権利）

第 6 条 広域連合が解散する場合又は広域連合から脱退する場合の基金に属する財産に対する関係市町の権利は、関係市町の出資金の割合による。

（平成 18 条例 3・一部改正）

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 1 1 年度における基金の額は、2 億 5 , 0 0 0 万円とする。

附 則 (平成 1 4 年条例第 3 号)

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。